

# 平成15年第5回教育委員会臨時会記録

平成15年11月26日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成15年11月26日(水) 午前9時2分～午前9時22分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 納富 善朗  
委員 安本 ゆみ 教育長

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 庶務課長 和田 義広  
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 井口 順司  
指導室長 松岡 敬明

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏  
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 0 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第57号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第58号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### (選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

## 目 次

会議録署名委員の指名	3
議案審議	
議案第57号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例	3
議案第58号 杉並区職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例	4
選任	
杉並区教育委員会委員長の選任について	5
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について	6

**委員長** ただいまから第5回教育委員会臨時会を開催いたします。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。なお、今日大藏委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり議案が2件、委員長と職務代理者の選任を行います。

議案57号、58号については、第4回区議会定例会の提出予定議案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、区長からの意見聴取議案となっております。したがって、同法第13条により、審議を非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、議案第57号、58号の審議については、非公開とさせていただきます。

では、議案の審議に入ります。最初に日程第1、議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** 議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。資料として新旧対照表、いちばん最後に「給与改定の概要」というものがありますので、それをご覧いただきながら説明を聞いていただければと存じます。

改定の趣旨ですが、人事委員会が平成15年10月7日に職員の給与に関する報告及び勧告を行っております。内容ですが、給与は率で平均0.79%、金額にして3,485円の引き下げということです。それから、民間における手当の支給自治体等を勘案し、扶養手当の改正を行うほか、特別給についても公務員が民間を上回っているということ、他の実態等の動向も考慮し、支給月数を0.25月引下げるというものです。

意見として、通勤手当について国における6カ月定期券等の最も低廉な定期券での価額を基礎とした支給方法の変更、あるいは支給限度額の引き上げ等を行っている。そういったことを踏まえ、他地方公共団体の動向や民間支給状況を勘案して見直しを行うということです。

それを踏まえ、給与改定について勧告の内容を平成16年1月1日から実施し、通勤手当の見直しは4月1日から行います。併せて、教育公務員特例法の一部改正に伴う規定の整備を図ることが、条例案の提出の趣旨です。

改正の概要ですが、給料表については、先ほど申し上げた形で給料表を改めており、本文の最後に別表第一という形で付けております。扶養手当ですが、配偶者にかかる支給月額、配偶者のない職員の扶養親族である子のうち1人にかかる支給月額を16,200円から、15,700円に引き下げています。子等のうち3人目以降の支給額を4,000円から4,500円に引き上げるということです。

通勤手当ですが、交通機関利用者に係る手当額は、原則として6カ月定期券価額とします。1カ月当たりの支給限度額ですが、45,500円から55,000円に引き上げます。3点目ですが、交通用具使用者のうち、35kmから40km未満、及び40km以上の手当額について11,000円から13,000円に引き上げます。

休職者等の給与の関係ですが、これについては、教育公務員特例法が改正され、休職者の給与の支給に関する規定において引用している大学院修学休業中に関する条文が異動したことに伴い、規定の整備を図るものです。

次に第27条の期末手当ですが、3月に支給する期末手当の支給月数を、0.50から0.25月に引き下げるということです。この結果、期末手当と勤勉手当を合計した支給月数は、現在の4.65から4.4月となります。

実施時期ですが、先ほど申し上げたとおり平成16年1月1日から施行し、通勤手当、教育公務員特例法の改正に伴う規定の整備については、平成16年4月1日から施行します。その他条例改正等に必要経過措置を定めるということです。平成15年4月から年間の給与については、公務員給与の自主的な均衡が図られるよう、平成16年3月支給の期末手当の額については所要の調整措置を講じ、4月からの減額分については期末手当のところで調整をするということを規定しています。私からは以上です。

**委員長** ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。では、議案第57号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、第57号は原案どおり可決させていただきます。

次に日程第2、議案第58号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

**庶務課長** 議案第58号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。同じく資料として新旧対照表、退職手当改定の概要というものを付けてありますので、それをご覧いただければと存じます。

改定の趣旨ですが、特別区の退職手当について昭和63年度の見直し以降、15年が経過しています。この間、社会経済情勢など退職手当をとりまく情勢が大きく変化をしています。昨今の社会情勢が低迷する中で、民間企業の退職金支給の低下傾向が続いていると。国においては、このような民間の動向を踏まえ、国家公務員退職手当法の一部を改正し、本年10月から支給水準の見直しをしています。

そこで、社会一般の情勢や国、他の団体との均衡を踏まえ、最高支給率、勤続期間ごとの支給率について所定の見直しを行うということです。併せて、教育公務員特例法の一部改正に伴う規定の整備を図るということで、本案の条例改正を提出するものです。

改定の概要ですが、勤続期間の支給割合の改正については、新旧対照表の2ページに1号から5号という形で載せています。1年から10年までについては、現在の100分の150を、100分の140、現在11年から20年が100分の230、21年から25年が100分の240、これを併せて11年から25年として支給率は100分の210と定めております。26年から30年については、同じ期間で率も100分の200と同じなっております。31年以上については、現在100分の110となっておりますが、改正ではこれを2つに分け31年から32年で100分の110、33年以上は100分の50となっております。

第7条の第2項の最高支給率の引き下げですが、現在の62.7月から59.2月に引き下げることです。この結果、最高支給率への到達勤続期間は、従来の33年から35年と2年延長されることとなります。教育公務員特例法が改正され、先ほどと同じように、大学院就学給与に関する条文が異動したことに伴った規定整備を行っているということです。

実施の時期ですが、平成16年4月1日から施行し、条例改正に伴う必要な経過措置を定めていきます。この経過措置ですが、議案の1枚目の裏側に記載してありますが、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに退職した者については、経過措置をおくということで、概ね半分の減額規定ということで支給をしていくということで、記載の別表が定められているところです。私からは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。では、議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、第58号は原案とおり可決させていただきます。

では、ここから会議を公開とさせていただきます。

日程第3、杉並区教育委員会委員長の選任について審議させていただきます。ご案内したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年の12月1日より委員長の職に就いておりますので、今月末で任期満了となるので、本日新たに委員長を選任したいということです。選任の方法は、杉並区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

**教育長** 指名推薦による選任でお願いしたいのですが。

**委員長** よろしいですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、指名推薦の方法で選任していきます。ご指名がありましたらお願いします。

**教育長** 引き続き、次期も丸田委員長の続行でお願いしたいと思います。

**委員長** 私を推薦のご意見ですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、引き続き私が委員長に選任されたということになりました。1年間お世話になりましたが、またお世話になりますのでよろしくをお願いします。次の任期の間には、教育改革アクションプランの見直しと実行のほか、教科書の選定などいろいろな問題を含め、たくさん予定されているように思います。今後とも委員の皆様方、事務局のご協力を得まして、精一杯やらせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

引き続き、日程第4、教育委員会委員長職務代理者の選任について審議させていただきます。これも委員長と同じく今月末で任期満了となります。そこで本日新たに職務代理者を選任したいと思います。選任方法は、委員長選任と同じ方法でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、指名推薦の方法で選任していきます。ご指名がありましたらお願いします。

**宮坂委員** 私も3年努めましたので、今日いらっしゃらないのですが、大藏委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**委員長** ただいま、大藏委員を推薦する発言がありましたがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がないようですので、大藏委員に委員長職務代理者を選任いたしたいと思います。本日は欠席されておりますので、またの機会にご挨拶をいただきたいと思います。

**宮坂委員** 3年間でしたが、職務代理者を務めさせていただきありがとうございました。今後とも一委員として1年間協力させていただくつもりです。

**委員長** どうもご苦労様でした。では、これをもって日程第4を終らせていただきます。

その他何かございますか。

**学務課長** 報告事項に漏れてしまって申し訳ないのですが、今日お手元に資料を配らせていただきましたが、「平成16年度入園の区立幼稚園児(新4歳児)の定期募集結果」がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

お手元の資料にあるとおり、区立幼稚園6園募集しました。その結果、西荻北幼稚園において定員64名のところ65名の応募がありました。これについては、定員を越えますと抽選という形になるのが基本ですが、園と協議した結果、4月までの動き等もあるので、受け入れ可能と判断し、抽選はせずに受け入れると決定させていただきました。

資料にもあるように、昨年が応募者258名に対し、今年263名ということで、5名増えております。おおよそ前年と同様の結果となりました。ただ、内訳として成田西幼稚園が減少した一方で、西荻北幼稚園が増えたということがあります。これについて原因等はまだ分析しきれておりませんが、出現率等の中でこういった結果が出たのかと受け止めております。報告は以上です。

**委員長** ご質問はございますか。よろしいでしょうか。では、報告を承りました。

本日予定していた議題、報告はすべて終わりましたので、本日の会議はこれをもって閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。